

【諮問第60号】

15川公審第2号
平成15年5月23日

川崎市教育委員会
委員長 黒田俊夫様

川崎市公文書公開審査会
会長 安富 潔

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成8年12月27日付け8川教庶第893号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の公文書閲覧等請求に対する実施機関の処分は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成8年12月8日付けで、旧川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 年 月教職員部長等が出席し、 中学校の全教職員が参加して開かれた生徒保護者に対する 教諭の暴力問題等に関する会議の会議録及び付属書類のすべて」の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成8年12月17日付けで、本件請求対象の公文書は存在しないとして拒否処分を行った。

異議申立人は、平成8年12月17日付けで、本件拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第60号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成14年5月16日付けの意見書及び平成15年1月17日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件拒否処分の理由には具体的な記述がされておらず、どのような客観的判断要素によって非公開条項に該当するのかの理由付記がない。
- (2) 条例前文第3項（「情報公開制度は、市民にとってわかりやすく、利用しやすい公正で信頼できるものでなければならない。」）の規定の趣旨からは、拒否した場合の理由説明は、わかりやすいものでなければならない。

4 実施機関の主張要旨

平成9年2月7日付け処分理由説明書及び平成14年11月21日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

本件請求に記載の会議は、平成 年 月22日及び28日に開催され、22日の会議には指導部長及び指導第2課長が、28日の会議には教職員部長、指導第2課長及び指導主事がそれぞれ出席しているが、いずれの会議も、特に会議録又はこれに準ずる文書等は作成しておらず、よって本件請求に応じることはできないため、本件拒否処分を行ったものである。

5 審査会の判断

本件は、実施機関が本件請求に係る対象公文書は不存在として拒否処分を行ったものである。このような実施機関の処分の当否についての審査は、「平成 年 月教職員部長等が出席し、 中学校の全教職員が参加して開かれた生徒保護者に対する 教諭の暴力問題等に関する会議の会議録及び付属書類のすべて」という公文書が作成されたか否かという事実の問題であるが、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くこ

とができる（条例第15条第5項）にとどまり、当該対象公文書が存在していると推認することはできなかった。

実施機関は、処分理由説明書及び事情説明聴取において、本件請求に係る対象公文書は不存在と述べており、審査会として当該対象公文書の存在を認めることができない以上、実施機関の本件拒否処分を不当とすることはできない。

しかしながら、文書不存在を理由とする拒否処分の場合、その原因となる事情は様々であるが、文書を作成せず、文書が存在しないというときには、実施機関による文書作成義務の不履行の可能性が検討されなければならない。

本件において、実施機関の部長らが出席し、全教職員が出席した会議で会議録が作成されていないのはきわめて疑問であるが、前述のとおり審査会としては当該対象公文書の存在を認めることができないので、文書不存在を理由とする本件拒否処分が不当であるということとはできない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 鈴木 庸 夫

委員 高岡 香

委員 三浦 俊 介

委員 安富 潔